

別記第1号様式（第3条第2項関係）

		年	月	日
法務局長	殿			
	法務局 遺言書保管官	支局（出張所）	職印	
報 告 書				
当庁遺言書保管官交替による事務の引継ぎに伴い、遺言書、遺言書保管ファイル、申請書等及び撤回書等その他の帳簿等の調査をしたので、その結果を下記のとおり報告します。				
記				

別記第2号様式（第7条第2項関係）

		年	月	日
法務局長	殿			
	法務局 遺言書保管官	支局（出張所）	職印	
持 出 報 告 書				
遺言書保管事務取扱手続準則第7条第1項の規定により下記のとおり報告します。				
記				
持ち出した書類等				
持ち出した理由				
持 出 場 所				
書 類 等 の 現 況				

別記第3号様式（第12条第1項第1号関係）

帳簿 の名称			保存 年限		
年度	番号	冊数	保存終期	廃棄年月日	備考

別記第4号様式（第12条第1項第2号関係）

進行番号	受領又は 発送の月日	書類の日付	書類の発送者 又は受領者	書類の内容	備考

別記第5号様式（第12条第1項第3号関係）

年月日	受入枚数	払出枚数	残枚数	印	備考

別記第6号様式（第12条第2項関係）

遺言書保管帳簿					
年度	年度				
保存簿番号	第	号	保存終期	年	月 日
名称					
庁名					
			法務局	支局（出張所）	

別記第7号様式（第14条関係）

年 月 日					
法務局長 殿			支局（出張所） 遺言書保管官 職印		
帳簿等の廃棄・消去認可申請書					
<p>次（又は別紙目録）の帳簿等は、保管期間又は保存期間を経過したので、廃棄又は消去について認可されるよう申請します。</p>					
目 録					
年 度	名 称	冊 数 又は 件 数	保管（保存） 期間	保管（保存）始期	備 考
				保管（保存）終期	

別記第8号様式（第18条関係）

原 本 還 付

【死亡時の通知の対象者欄】※死亡時の通知を希望する場合は、にレ印を記入の上、①又は②のいずれかを選択し、指定する通知対象者の氏名、住所等を記入してください。

死亡時の通知を希望するため、本申請書記載の私の氏名、出生年月日、本籍及び筆頭者の氏名の情報を遺言書保管官が戸籍担当部局に提供すること、並びに私の死亡後、私の死亡の事実に関する情報を遺言書保管官が戸籍担当部局から取得することに同意する。

(注)同意がある場合には、遺言書保管官が遺言者の死亡の事実に関する情報を取得し、当該遺言者があらかじめ指定する以下に記載の者に対して、遺言書が保管されている旨の通知を行います。

① 受遺者等又は遺言執行者等を通知対象者に指定する場合

通知対象者に指定する受遺者等又は遺言執行者等の番号 番

(注)受遺者等又は遺言執行者等を通知対象者に指定する場合は、指定する「受遺者等又は遺言執行者等の番号」を記入してください。

② 推定相続人を通知対象者に指定する場合

遺言者との続柄 1:配偶者/2:子/3:父母/4:兄弟姉妹/5:その他 ()

氏名 姓

名

住所 〒 -

都道府県
市区町村
大字丁目

番地

建物名

(注)申立てによる死亡時の通知の対象者には、受遺者等、遺言執行者等又は推定相続人(相続が開始した場合に相続人となるべき者をいう。)のうち1名のみを指定することができます。

決 定

住 所
申請人

年 月 日付けの申請事件は、以下の理由により、法務局における遺言書の保管等に関する政令第2条第 号の規定に基づき却下します。

なお、この処分に不服があるときは、いつでも、当職を経由して、何法務局長（又は地方法務局長）に対し、審査請求をすることができます（法務局における遺言書の保管等に関する法律第16条第1項）。

おって、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の通知を受けた日から6月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

法務局
遺言書保管官

支局（出張所）

職印

却下理由

（注）1 却下理由は、具体的かつ詳細に記載すること。

2 年月日は、決定書作成の日を記載すること。

別記第11号様式（第37条第3項関係）

		年	月	日
殿		法務局 遺言書保管官		支局（出張所） 職印
通 知 書				
下記の 年 月 日付けの申請事件についてされた審査請求は、理由があると認め、下記のとおり処分をしたので、通知します。				
記				
1 申請人の氏名				
2 申請人の住所				
3 処分の内容（具体的かつ詳細に記載すること。）				

別記第12号様式（第37条第5項関係）

		年	月	日
法務局長		法務局 遺言書保管官		支局（出張所） 職印
殿				
報 告 書				
年 月 日付けの申請事件の却下決定に対し審査請求があり、その審査請求を理由があると認めたので、下記のとおり処分をしました。				
記				
1 ○○（具体的かつ詳細に記載すること。）				

別記第13号様式（第38条第1項関係）

		年	月	日
法務局長	殿			
	法務局 遺言書保管官	支局（出張所）		職印
	意見書			
年 月 日付けの申請事件の却下処分について、別紙のとおり審査請求があつたが、本件審査請求は、下記のとおり理由がないと認められるので、審査請求書の正本及び関係書類を添えて事件を送付します。				
記				
1 ○○（具体的かつ詳細に記載すること。）				

別記第14号様式（第38条第4項関係）

		年	月	日
審理員	殿			
	法務局長			職印
	送付書			
年 月 日付けの申請事件の却下処分に関する審査請求について、法務局における遺言書の保管等に関する法律第16条第4項の規定に基づき、審査請求書及び関係書類を添えて、遺言書保管官の意見を送付します。				

別記第15号様式（第39条第2項関係）

裁 決

住所
審査請求人

年 月 日付けの申請事件の却下処分に関する審査請求について、
次のとおり裁決します。

なお、この裁決につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この裁決の送達を受けた日から6月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません（なお、裁決の送達を受けた日から6月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。

- 1 主文
- 2 事案の概要
- 3 審査関係人の主張の要旨
- 4 理由（主文が審理員意見書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）

年 月 日

法務局長

職印

別記第16号様式（第42条第1項関係）

証明年月日		証明番号	
再 使 用 証 明 申 出 書			
印 紙 の 金 額	金 円		
印 紙	券 面 額	枚 数	金 額
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	合 計	枚	円
申請又は請求の年月日	年 月 日		
備 考			
<p>上記のとおり収入印紙の再使用につき申出をします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請人又は請求人 住所 氏名又は名称</p> <p style="text-align: center;">法務局 支局（出張所） 御中</p>			

（注）申請人又は請求人の署名又は記名押印を要する。

別記第17号様式（第42条第1項関係）

証第	号
金	円也
本日から1年以内再使用できることを証明する 法務局 支局（出張所） 遺言書保管官 年 月 日	
	(印)